

法整備支援シンポジウム

国際的な人権保護と政府・NGOの役割 — 「ビジネスと人権」に焦点を当てて—

2024年9月14日

松本 梨佳

認定NPO法人 ACE ソーシャルビジネス推進事業担当

1. 自己紹介
2. 「ビジネスと人権」とは
3. 外務省での仕事 – 政府の役割
4. NGOの仕事 – NGOの役割–
5. 最後に

1. 自己紹介

松本 梨佳

2023年～ 認定NPO法人ACE ソーシャルビジネス推進事業担当

京都大学法学部卒（位田隆一先生の国際法ゼミ）

（一財）日本国際協力システム

オランダ Maastricht University LL.M.（法学修士（国際人権法））

外務省総合外交政策局人権人道課 「ビジネスと人権」担当

(参考) 大学院留学



Master Globalisation and Law (Specialisation Human Rights)

International Dispute Settlement

Public International Law

International Human Rights Law

International Humanitarian Law

European Migration Law and Citizenship

Corporate Social Responsibility

Human Rights and Human Development

State Aid and Public Procurement

Master Thesis Globalisation and Law

2. 「ビジネスと人権」とは



出典：AFP通信

Bangladesh ラナ・プラザの悲劇



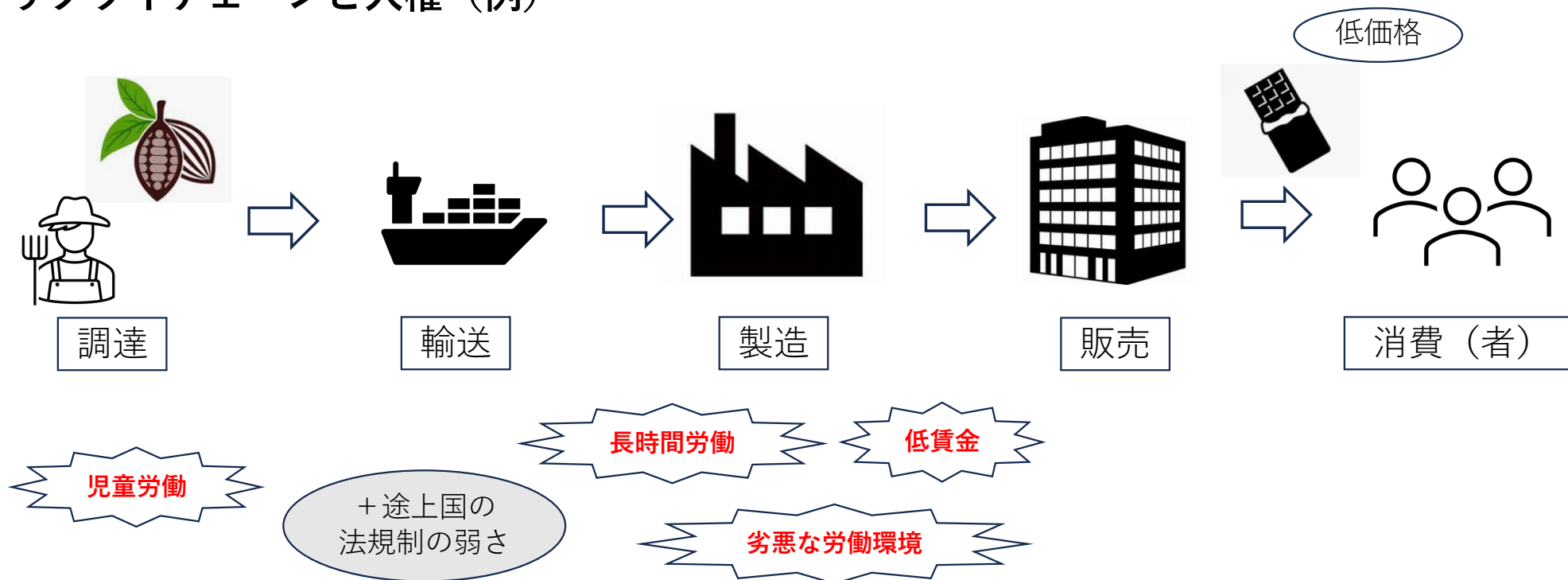
出典：ACE

ガーナ カカオ産業における児童労働

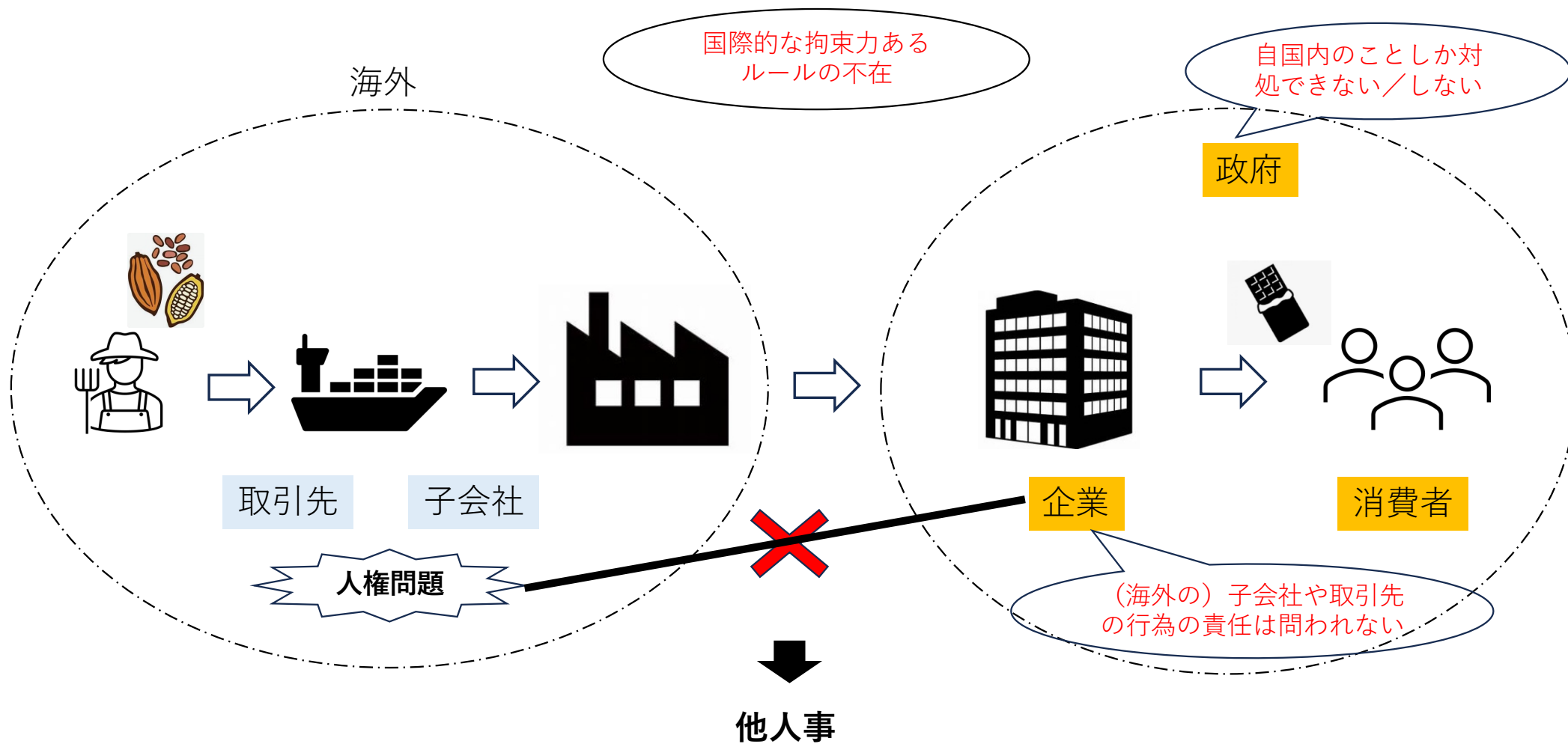
■ 「ビジネスと人権」

企業には、自社や子会社のみならず、下請け、孫請け等の取引先を含むサプライチェーンの全てにおいて、人権を尊重する責任がある。

■ サプライチェーンと人権（例）

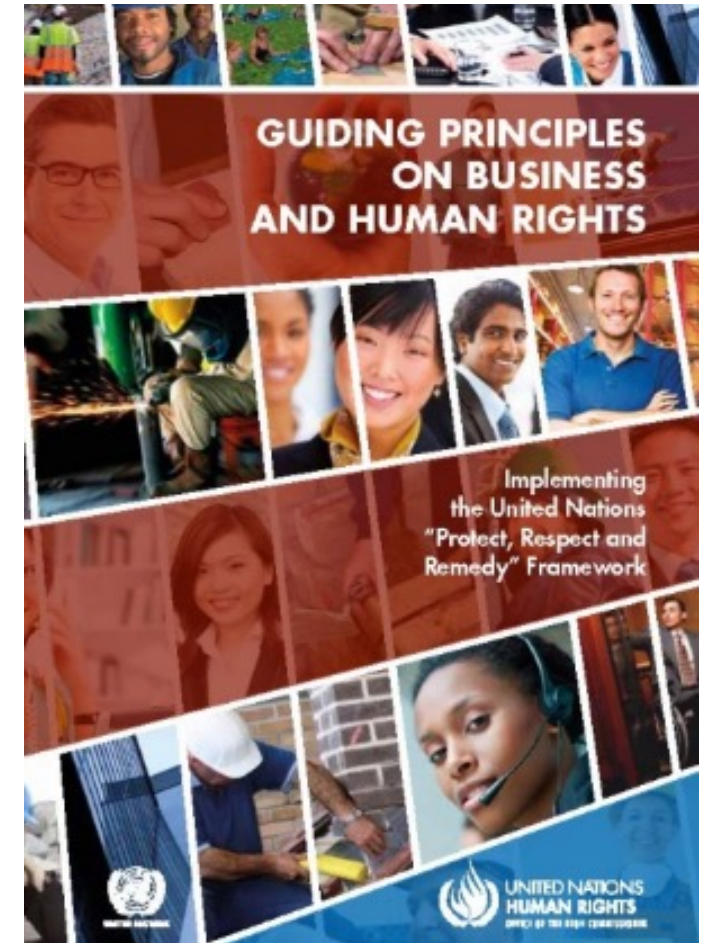


■ サプライチェーンと企業の責任



■ 国連「ビジネスと人権」に関する指導原則

- 2011年国連人権理事会で**全会一致**で支持
- 企業の人権尊重に関する**3本の柱**
 - 第1の柱：国家の義務
 - 第2の柱：企業の責任
 - 第3の柱：救済
- **国家の人権保護義務**
 - 領域内：国家は、その領域及び／または管轄内において生じた企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。
 - 領域外：国家は、その領域及び／または管轄内に拠点を有する全ての企業がその活動の全体を通じて人権を尊重することへの期待を明確に表明すべきである。
- **企業の人権尊重責任**
 - 世界的に認められた国際人権基準
 - 人権デュー・ディリジェンス



■ 人権デュー・ディリジェンス

企業活動における人権リスクを抑える取組。

自社のみならず、海外も含めたサプライチェーン全体の人権問題について、分析、対処、公表することが求められる。



出典：責任ある企業行動に関するOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス

3. 外務省での仕事 – 政府の役割 –

■ 「ビジネスと人権」の動向

【世界】

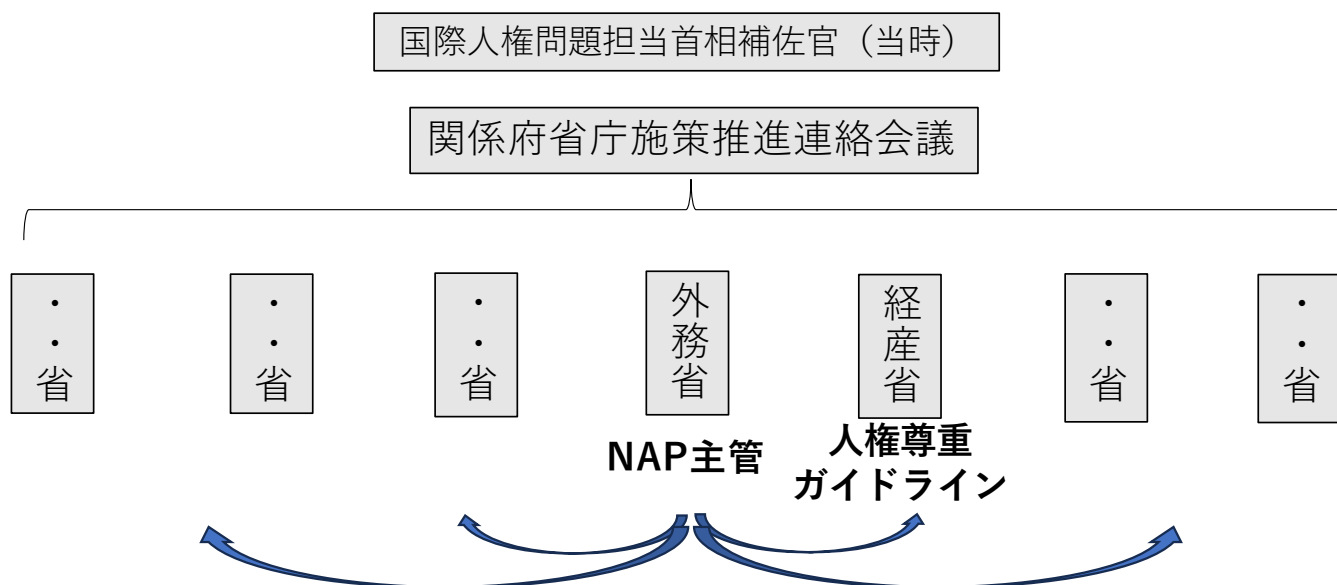
- 2011年6月 国連「ビジネスと人権に関する**指導原則**」
- 2013年9月 世界初の「**ビジネスと人権**」に関する**行動計画（NAP）**を英が公表
- 2017年3月 仏 企業注意**義務法**
- 2021年6月 独 サプライチェーン注意**義務法**
- 2021年12月 米 ウイグル強制労働**防止法**
- 2024年7月 EU 企業持続可能性デューデリジェンス指令（**EUの法律**）

【日本】

- 2020年4月 「**ビジネスと人権**」に関する**行動計画(NAP)**の策定・公表
- 2021年11月 国際人権問題担当首相補佐官の設置（～2023年9月）
- 2022年9月 責任あるサプライチェーン等における**人権尊重のためのガイドライン**
- 2023年3月 **公共調達における人権配慮**に関する方針

■ 日本の外務省の役割

- 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を国内で着実に履行するための**旗振り役**
- 2020年「**ビジネスと人権**」に関する**行動計画（NAP）**を策定。行動計画の実施促進を図る。



ビジネスと人権行動計画 推進円卓会議

- ・ 企業団体
- ・ 労働組合
- ・ 弁護士
- ・ アカデミア
- ・ 市民社会
- ・ 国際機関（ILO）、等



3. NGOの仕事 – NGOの役割 –

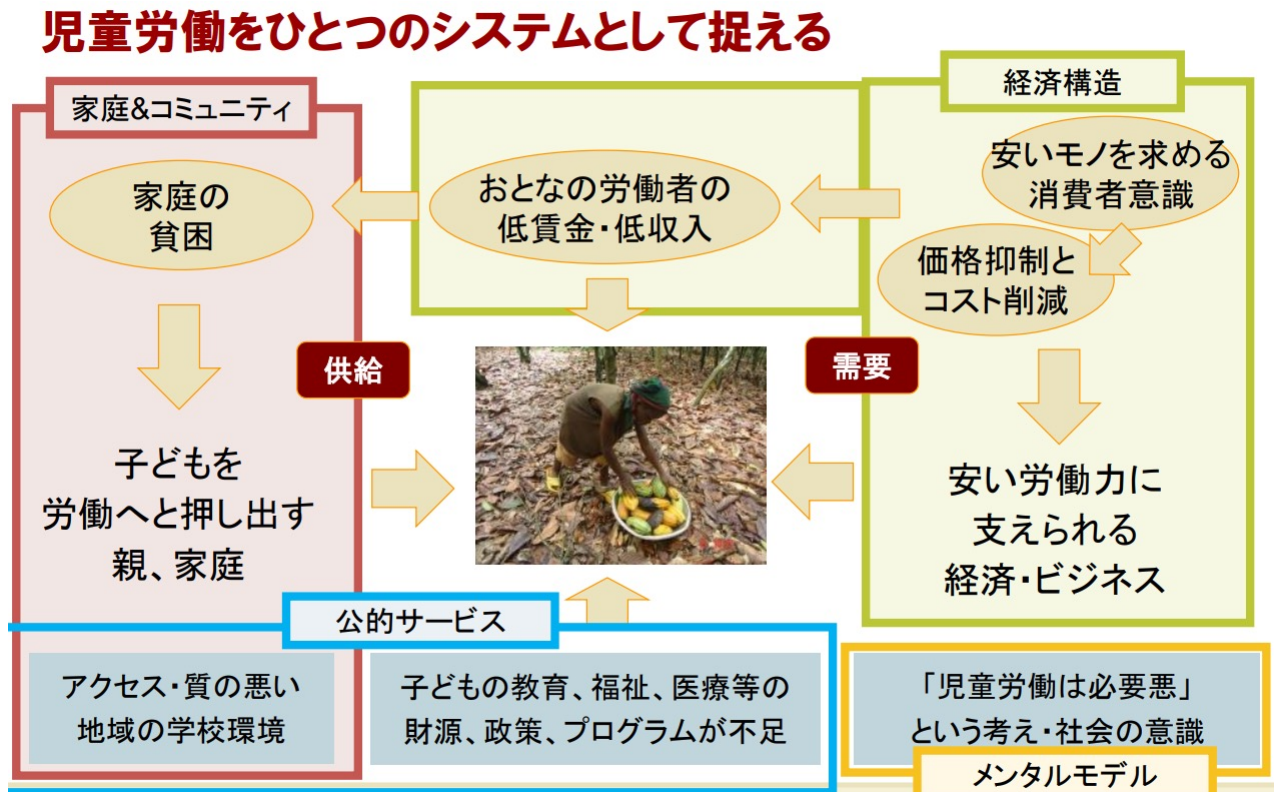
■ 認定NPO法人 ACE

Action against Child Exploitation (「子どもの搾取に反対する行動」)

1997年12月1日設立

システム思考

課題をシステムと捉え、全体像を把握しつつ、さまざまな要素が与え合う影響や作用を紐解いて、解決を目指す思考方法



出典：ACE資料

■ ACEの事業（例）

➤ スマイルガーナ・プロジェクト（自主事業）

ガーナのカカオ生産地で、児童労働から子どもたちを守り教育を支援する事業

➤ JICAプロジェクトへの参加

事業名：児童労働フリーゾーンを通じた子どもの保護主流化プロジェクト

履行期間： 2024年1月15日～2027年1月15日

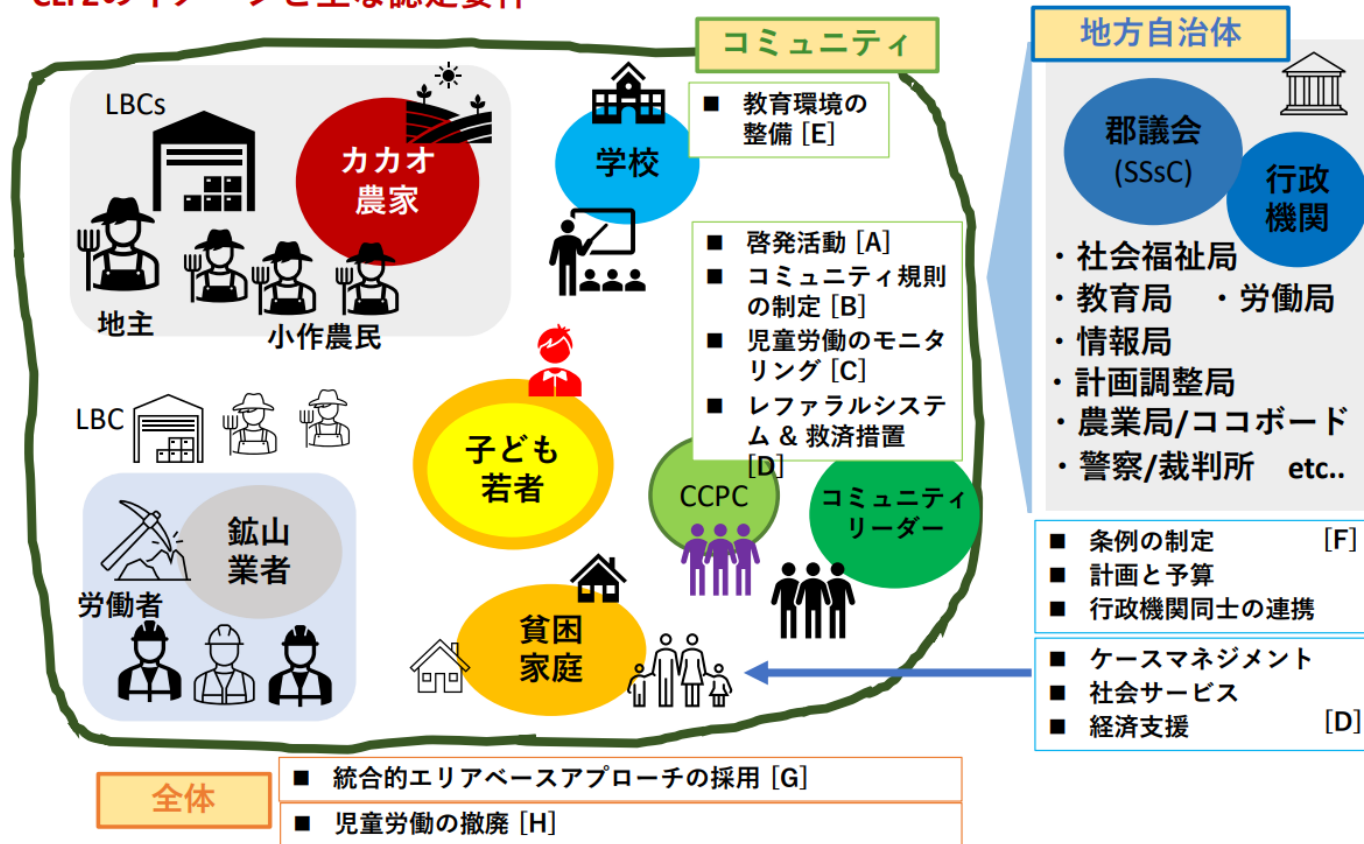
目的：本事業はCLFZの実施体制強化、関係者間の連携強化、モデル活動の特定を通じて、実効的で持続可能なCLFZシステムの構築を図り、児童労働撤廃に寄与することを目的とする。

➤ 日本のチョコレート会社との連携事業（企業のサプライチェーンにおける取組）

■ ガーナ児童労働フリーゾーン (CLFZ)

コミュニティと政府・自治体全体で、児童労働の予防と解決に必要な仕組みを構築する
 ガーナ政府の政策

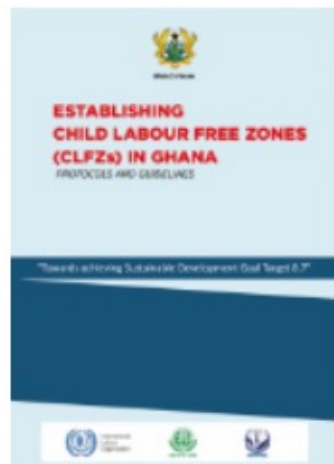
CLFZのイメージと主な認定要件



出典：ACE資料

■ ガーナ児童労働フリーゾーン（CLFZ）構築のためのガイドライン

- 2020年、ACEを含む関係者の支援の下、策定
- 「児童労働フリーゾーン」に認定されるための25の要件



No	主な指標区分（要件）
A	効果的な意識啓発とアドボカシー
B	子どもの保護に関するコミュニティ規則の制定と実行
C	児童労働モニタリングシステムが存在し、機能している
D	児童労働の被害を受けた子どもや保護者に対する、効果的な照会制度（ケースマネジメント）、支援策
E	適正な学習環境（学校環境、教員の配置などを含む）
F	自治体レベルにおける実施体制（条例の制定、行政機関の連携、計画、予算への組み込みを含む）
G	統合的なエリアベースアプローチ
H	児童労働の割合を10%以下に削減する

出典：ACE資料

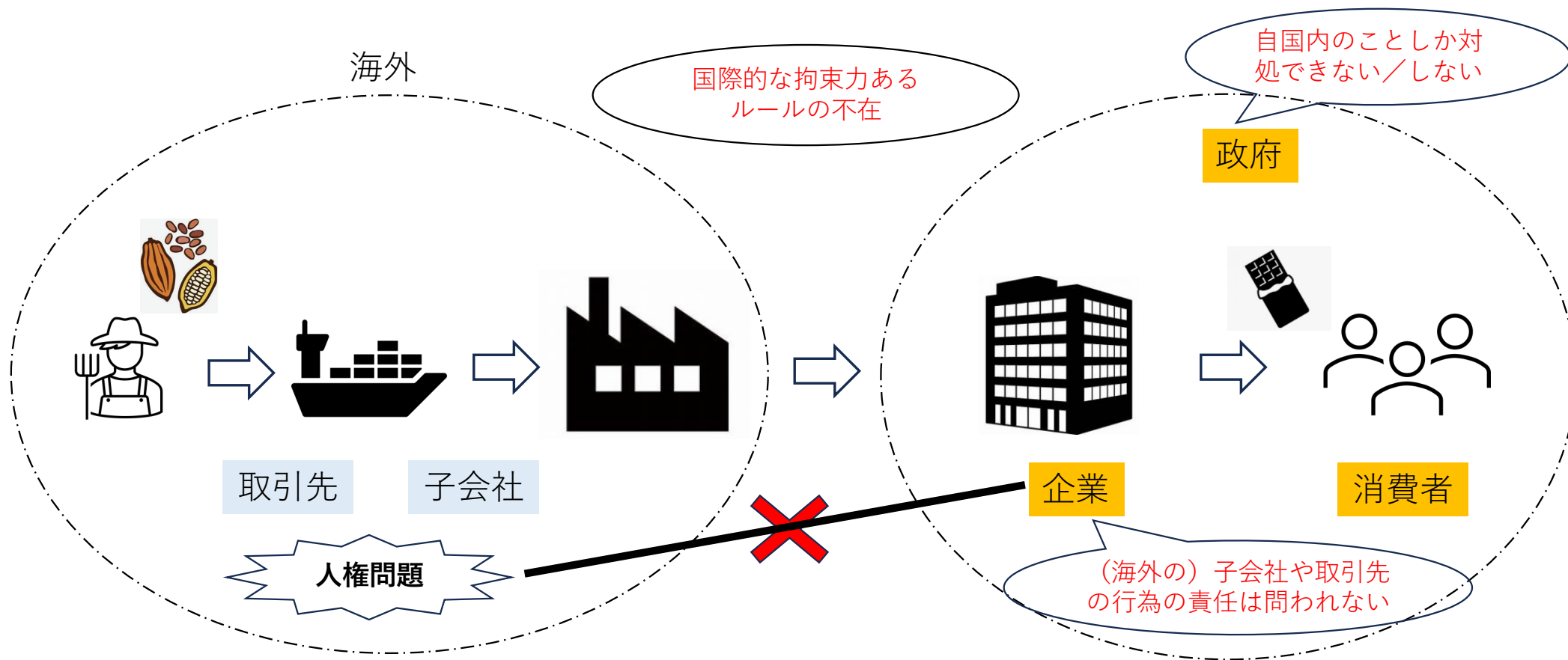


「児童労働フリーゾーン」 = 児童労働のない地域を作る



5. 最後に

国際的な人権の保護 (BEFORE)

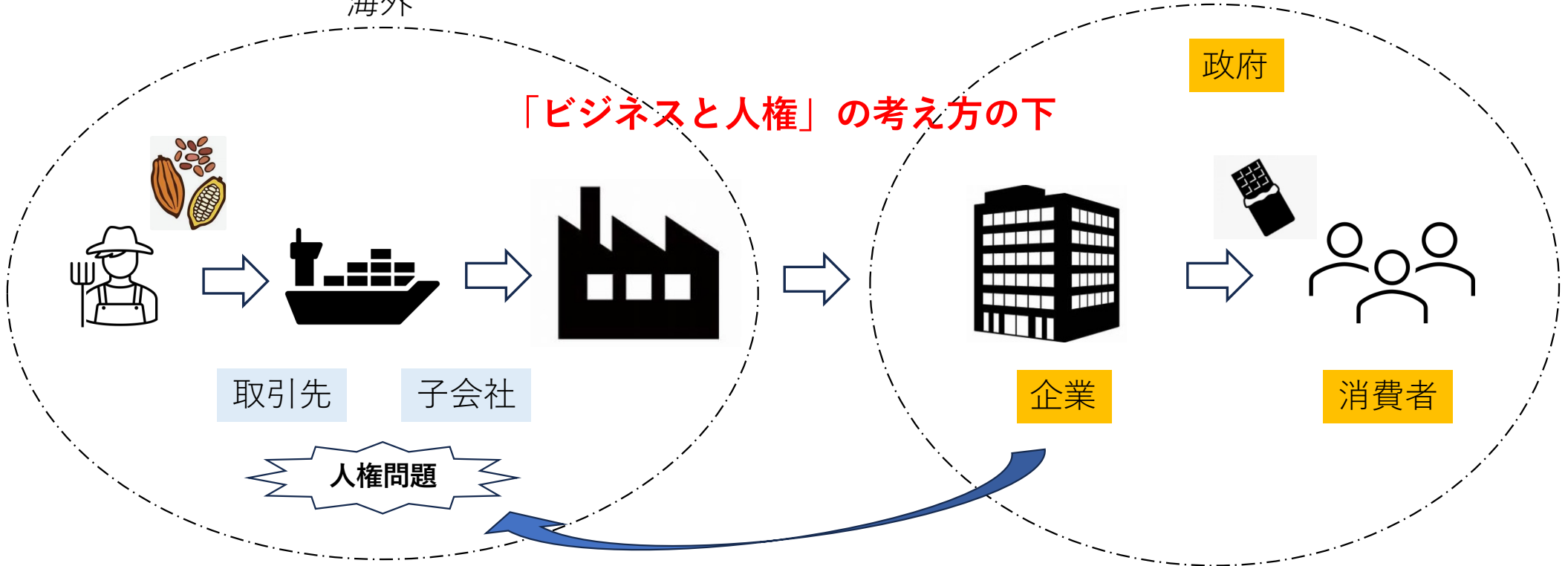


企業活動が引き起こす国境を越えた人権侵害に対する「国際的な人権保護」のメカニズムが存在しない

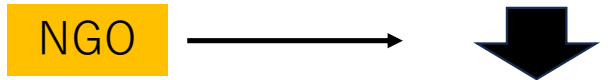
国際的な人権の保護 (NOW)

海外

「ビジネスと人権」の考え方の下



サプライチェーンのつながりを通して



国境を越えた人権の保護へ

【参考文献】

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011）（外務省和訳）	100165919.pdf (mofa.go.jp)
「ビジネスと人権」に関する外務省ポータルサイト	ビジネスと人権ポータルサイトトップページ 外務省 (mofa.go.jp)
ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議 「「ビジネスと人権」に関する行動計画」（2020）	100104121.pdf (mofa.go.jp)
経産省HP「ビジネスと人権～責任あるバリューチェーンに向けて～」	ビジネスと人権～責任あるバリューチェーンに向けて～（METI/経済産業省）
ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」（2022）	20220913003-a.pdf (meti.go.jp)
同上「公共調達における人権配慮に関する方針」（2023）	siryou4.pdf (cas.go.jp)
認定NPO法人 ACEのHP	世界の子どもを児童労働から守るNGO ACE（エース） (acejapan.org)
「法の趣旨を生かす運用の仕組みが不可欠」（開発協力ジャーナル 2024年7月号 特集「『法の支配』で人々を守れ 法整備支援の現在地と未来」におけるACEの記事（26-27頁））	国際開発ジャーナル7月号の特集で副代表白木のインタビュー記事が掲載 世界の子どもを児童労働から守るNGO ACE（エース） (acejapan.org)
ジョン・ジェラルド・ラギー「正しいビジネス 世界が取り組む『多国籍企業と人権』の課題」（岩波書店、2014）	
塚田智宏「『ビジネスと人権』基本から実践まで」（商事法務、2024）	